

第54回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社アートネイチャー

法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://www.artnature.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

(1) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2012年6月21日	2017年6月22日
新株予約権の数	780個	657個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 65,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 62,000円 (1株当たり 620円) (注2)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	2014年8月2日から 2022年7月31日まで	2017年7月8日から 2067年7月7日まで
行使の条件	(注1)	(注3)
役員保有状況	取締役 新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	取締役 新株予約権の数 657個 目的となる株式数 65,700株 保有者数 7名

発行決議日	2018年6月21日	2019年6月20日
新株予約権の数	705個	788個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 70,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 78,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 59,300円 (1株当たり 593円) (注2)	新株予約権1個当たり 61,400円 (1株当たり 614円) (注2)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	2018年7月7日から 2068年7月6日まで	2019年7月6日から 2069年7月5日まで
行使の条件	(注3)	(注3)
役員保有状況	取締役 新株予約権の数 705個 目的となる株式数 70,500株 保有者数 7名	取締役 新株予約権の数 788個 目的となる株式数 78,800株 保有者数 7名

発行決議日	2020年6月23日
新株予約権の数	795個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 79,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 52,100円 (1株当たり 521円) (注2)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	2020年7月9日から 2070年7月8日まで
行使の条件	(注3)
役員保有状況	取締役 新株予約権の数 795個 目的となる株式数 79,500株 保有者数 7名

- (注1) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとします。
3. 2014年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- (注2) 上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
- (注3) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の構築を目的として、2006年5月15日開催の取締役会の決議で内部統制基本方針を制定しました。その後当社の内部統制の体制構築・運用状況に応じて定期的に見直しを行っております。直近では2020年10月15日開催の取締役会の決議で下記の内容に改定いたしました。

その内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役の職務執行は、法令及び「取締役会規程」に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- ロ コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンスに関する基本規程」及び「アートネイチャーグループの行動規範」を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ハ 上記の徹底を図るため、コンプライアンス統括室を設け、当社及びグループ会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統括することとし、当社の取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ニ 監査部は、業務の執行が法令、定款、及び社内規程等に則って適正に行われているかを監査するとともに、コンプライアンス統括室と連携のうえ、当社及びグループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ホ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、内部通報制度を通じて、コンプライアンス統括室又は社外の弁護士に直接報告できる体制を整える。行為の重大性に応じてコンプライアンス統括室又は取締役会の指示した関連部署が再発防止策を策定して、全社的にその内容を周知徹底するものとする。

【運用状況の概要】

- イ 当事業年度は取締役会を12回開催し、45件の付議案件について審議・決定をしたほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行について48件の報告を受けました。
- ロ 国内だけでなく、海外子会社の社員に対して、現地の言葉に訳した「アートネイチャーグループの行動規範」を配布し、法令遵守及び社会倫理の遵守を徹底しています。
- ハ 実施・遵守状況についてはコンプライアンス監査時及び半期末毎にコンプライアンス・リーダー（本社部署責任者、店舗責任者、ブロック長、グループリーダー）が作成する『コンプライアンス・リーダーチェックシート』にて確認しました。また、コンプライアンス・リーダーに対し、半期に1回のコンプライアンス講習を実施しました。それ以外でも啓発・教育講習を企画・実施し、コンプライアンス体制の維持、強化を図っています。
- ニ 監査部とコンプライアンス統括室が連携して、業務監査に併せて本社各部、店舗及び海外・国内子会社についてコンプライアンス監査を実施しました。また、その監査結果について取締役会及び監査役会に報告しました。
- ホ 取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合の通報・相談窓口として「ほっとライン」

(社内窓口及び弁護士による社外窓口)を設置しています。また、通報のあった事案については解決に努め、再発防止策として関連部署を交えた対応策の検討を行っており、その内容について「コンプライアンス通信」を作成・配布し全社員に周知を図っています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役の職務執行に係る文書又は電磁的記録による情報については、法令及び「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。
- ロ 当社は、業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ管理細則」、「インサイダー取引防止規程」、「営業秘密管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運営を行う。

【運用状況の概要】

- イ 取締役会議事録等の法定文書については、法令及び文書管理規程に基づき作成し、閲覧可能な状態に保存・管理をしています。
- ロ 当事業年度は、動画配信等により、全社員に対し個人情報保護教育を2回実施しました。また、情報セキュリティ対策として、標的型攻撃メールを想定した実地訓練を6回実施するとともに、情報セキュリティに対する意識向上を目的とした勉強会を開催しました。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針の内容】

- イ 当社は、各本部のリスク管理を統括する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、担当取締役を置く。リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント基本規程」に従い、外部環境や経営環境の変化に伴い発生することが予想される様々な全社的リスクに適切に対応するため、リスク管理体制の構築と運用を行う。各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、各部署は自部署のリスクについての管理を行うとともに定期的な見直しを実施する。
- ロ 当社は、リスクが顕在化した際は「危機管理基本規程」に従い代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、損害の拡大防止、速やかな危機の収束を図る。
- ハ 当社は、大規模災害時に備えて、「防災規程」、「災害対策規程」及び「事業継続計画規程」に基づき、情報システム・重要な情報のバックアップ及び一定量の棚卸資産の別所での保管等の措置を講じる。

【運用状況の概要】

- イ リスクマネジメント委員会にて、当社において想定されるリスクの管理を行っています。当事業年度はリスクマネジメント委員会の下でワーキンググループミーティングを3回開催しました。また、クライシス・マネジメントの取組みとして、役員及び部責を対象とし、感染症に係る危機管理訓練を実施しました。
- ロ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、対応にあたることとしています。当事業年度は新型コロナウイルス感染症の被害拡大に伴い、代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し対応しました。
- ハ 基幹システム、社内イントラネット、会計データ、ファイルサーバー等の情報については定期的にバックアップを取っています。また、備品在庫については、他社倉庫2拠点に加え、当社商品物流センターにて、一定量の保管をしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会はその具体化のため毎期の事業計画と予算を設定する。
- ロ 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムによって迅速に管理会計としてデータ化し、経営企画部が取締役に報告する。
- ハ 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、

執行役員制度を導入するものとする。

- ニ 当社は、組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに各職位の責任と権限を明確にした「職務権限規程」を制定するものとする。

【運用状況の概要】

- イ 2020年3月に中期経営計画「アートネイチャーChallengeプラン」及び戦略方針並びに2020年度予算及び事業計画を策定し、取締役会にて承認を得ました。
- ロ 予算管理システムを活用し、予算管理の効率化を実施しています。また、月次決算を毎月の定例取締役会に報告しています。
- ハ 当社は2008年4月に執行役員制度を導入しました。2021年4月1日現在13名（取締役兼任者、上席執行役員含む）を任命し、業務執行の迅速化を図っています。
- ニ 2021年2月の組織改正（ジュリア・オージェ営業部及び経営企画部の再編、ならびに広報部の廃止、コーポレートコミュニケーション部及びPR室の設置）を踏まえ、関連諸規程の改定を実施しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ グループ会社の取締役の職務執行は、法令及び「取締役会規程」に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- ロ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、経営理念、社是及び「アートネイチャーグループの行動規範」を定め、これを基礎として、各グループ会社で諸規程を定めるものとする。
- ハ グループ会社は、「関係会社管理規程」に従い、事業運営に関する一定の重要事項について当社の経営会議での審議及び取締役会への付議又は報告を行う。
- ニ 当社の監査部は各グループ会社の内部監査を実施し、その結果を各グループ会社の社長及び当社の取締役会・監査役会に報告するものとする。当社取締役会及び監査役会は、必要に応じて、各グループ会社に対して改善を求めるものとする。
- ホ グループ会社の取締役及び監査役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、グループ会社のみならず、当社の取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ヘ 当社の監査役は必要に応じてグループ会社の調査を行うとともに、必要と判断する事項について当社の監査部に調査を依頼することができる。
- ト 経営企画部は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、四半期毎に予算及び事業計画の執行状況を確認する。
- チ 当社及びグループ会社は、その主要業務について、定期的に内部統制の有効性について自己点検・自己評価（日常的モニタリング）を行い、重大な問題がある場合は当社の取締役会及び監査役会に報告するものとする。当社の取締役会及び監査役会は、報告内容を審議し、必要があると認める場合は、当該関係部署の部責又はグループ会社社長に更なる改善措置を求めるものとする。
- リ グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、重大なクレーム、その他の事故が発生した場合には当社の取締役会へ報告するものとする。
- ヌ 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が共有するグループ全社での目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。

【運用状況の概要】

- イ グループ会社取締役の職務の執行については取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査し、また監査役が子会社の調査を実施し、監査報告書を作成しています。
- ロ 経営理念、社是及び「アートネイチャーグループの行動規範」を基礎として、各グループ会社で諸規程を定めています。
- ハ 「関係会社管理規程」に従い、必要事項を当社の取締役会に付議又は報告をしています。その他の事項については海外・国内子会社との月例会子会社会議で協議又は報告をしています。
- ニ 当事業年度については、グループ会社12社の内部監査について監査部が業務の執行状況の監査を行い、その結果を当社の取締役会及び監査役会に報告しました。

- ホ 当事業年度については、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項はありませんでした。
- へ 常勤監査役は、当事業年度については、グループ会社1社の調査及びグループ会社の監査役から20回のヒアリング調査を実施しました。また、グループ会社9社の調査を監査部に依頼し、その結果について報告を受けました。
- ト 経営企画部は、子会社との定例会議及び月次業績報告等により、子会社より定期的ないし随時報告を受け、執行状況を確認しています。
- チ 「日常的モニタリング実施規程」に基づき、今期は当社及び海外子会社2社の主要業務について内部統制の有効性を自己点検し、担当役員に報告しました。現状重大な問題はありません。
- リ 「関係会社管理規程」に従い、重大なクレーム、その他の事故が発生した場合には当社の取締役会に報告する体制を整備していますが、当事業年度は重大なクレーム、その他事故等はありませんでした。
- ヌ 当社グループの目標を定めた中期経営計画を策定し、浸透を図っています。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

【基本方針の内容】

当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の意見を尊重したうえで監査役室に1名以上の使用人を必要に応じて配置する。

【運用状況の概要】

監査役室の設置とともに、監査役室スタッフとして1名を配置しています。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針の内容】

- イ 監査役室に所属する使用人の人事評価は常勤監査役が行う。
- ロ 監査役室に所属する使用人の解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前の同意を得て行うものとする。
- ハ 監査役室に所属する使用人は、取締役からの独立性の確保に留意し、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ニ 監査役室に所属する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

【運用状況の概要】

- イ 監査役室スタッフの人事評価は、常勤監査役が実施しています。
- ロ 監査役室スタッフの解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の事前の同意を得ています。
- ハ 監査役室スタッフは専任であり、業務の執行に係る兼務はありません。
- ニ 監査役室スタッフは常勤監査役の指揮命令の下、業務の執行を行っています。

⑧ 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
 - (ア) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関し取締役会が決定した事項
 - (イ) 監査部による各グループ会社の内部監査の結果
 - (ウ) コンプライアンス統括室が運営するコンプライアンス「ほっとライン」への通報状況
 - (エ) 当社の取締役若しくは使用人、又は、グループ会社の取締役、監査役若しくは使用人が発見した「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為」及び「定款に違反する又はそのおそれのある職務執行の事実」

- ロ 「ほっとライン規程」において、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けないことを定めるものとする。

【運用状況の概要】

- イ 以下のとおり当該事項について報告しています。
 - (ア) 取締役会が決定した全社的に影響を及ぼす重要事項について、監査役に遅滞なく報告しています。
 - (イ) 監査部による各グループ会社の内部監査の結果については、四半期毎に当社の監査役会及び取締役会に報告しています。
 - (ウ) 事務局のコンプライアンス統括室は、コンプライアンス委員会のメンバーに対し、「ほっとライン」の通報状況について、半期毎に報告しています。
 - (エ) 当事業年度は「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」として、2020年2月に立ち上げた危機管理対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策について協議し、その内容について監査役に随時報告を実施しました。
- ロ 「ほっとライン規程」において、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けないことを定めており、問題の解決にあたる際には、通報者の匿名性を確保しています。

⑨ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社は、監査業務の実効性を高めるため、社外監査役には、弁護士・公認会計士等の専門知識を有する人材を登用するものとする。
- ロ 当社の取締役及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要課題について意見交換を行う。
- ハ 当社の監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。
- ニ 当社の監査役は、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席できるものとする。
- ホ 当社の取締役及び使用人は、監査役より会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく提供を行うものとする。
- ヘ 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

【運用状況の概要】

- イ 2名の社外監査役の内1名は弁護士、もう1名は公認会計士であり、各々法律、会計に関する専門知識を有しています。
- ロ 取締役及び監査役は定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要な課題について意見交換を行っています。常勤監査役は、当事業年度は定期・不定期を含め、取締役と25回の情報・意見交換を行いました。
- ハ 監査役（会）は、当事業年度は会計監査人と10回、及び監査部と33回の意見交換を行いました。
- ニ 常勤監査役は、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席をしています。
- ホ 監査役より会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく提供を行っています。
- ヘ 監査役が職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、会社法第388条に基づき速やかに当該費用又は債務を処理しています。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担するように定めていますが、当事業年度については、該当ありませんでした。

⑩ 財務報告の適正性を確保する体制

【基本方針の内容】

各グループ会社は、グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

【運用状況の概要】

全社的內部統制、決算財務報告プロセスについては、当社及び海外子会社2社、加えて当社においては業務プロセス、IT統制についても財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を監査部が評価するとともに、外部監査人の評価も受けています。両者の評価状況・指摘事項・改善状況は監査部より四半期毎に取締役会及び監査役会に報告しています。

⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

【基本方針の内容】

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求にも応じない。不当要求の対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る社内規程等の体制整備を行い、反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

【運用状況の概要】

「代々木地区特殊暴力防止対策協議会」に継続入会しており、当事業年度は定例会に8回参加しました。当事業年度は対象事案の発生はありませんでした。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

ARTNATURE PHILIPPINES INC.、ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.

瓊特麗发(上海)貿易有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は9社であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

かつら

オーダーメイドかつら

個別法による原価法

その他かつら

移動平均法による原価法

その他の商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・原材料・仕掛品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

貸出品

移動平均法による原価法

サンプル品

個別法による原価法

その他の貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社の有形固定資産については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

無形固定資産

定額法

(リース資産除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
商品保証引当金	商品の無償保証契約に基づく修理費に充てるため、過去の修理実績に基づきその必要額を見積もり計上しております。
ポイント引当金	ポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対し、その費用負担額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) のれんの償却方法及び期間

5年間の均等償却を行っております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより翌連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

・NAO-ART社ののれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 602百万円 減損損失 一百万円

②①に掲げる項目にかかる会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの償却費を加味した営業損益が連続してマイナスとなっているなど、連結会計年度末ののれん未償却残高に回収不能な部分が存在すると判断した場合には、減損の兆候があるものと判定しております。減損の兆候があると判定した場合には、のれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含むより大きな単位の資産グループの固定資産の帳簿価額とを比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額は、経営者によって承認された5ヶ年の事業計画を基礎としております。その主要な仮定は、翌連結会計年度以降における催事開催数及び店舗当たりの平均販売金額であります。催事開催数及び店舗当たりの平均販売金額は、国内における消費動向、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経営環境の変化に伴う影響を受ける可能性があり、これに伴い事業計画における催事開催数及び店舗当たりの平均販売金額の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・店舗固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 8,674百万円 減損損失 359百万円

②①に掲げる項目にかかる会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの有形固定資産の多くは店舗の固定資産であり、これら店舗の固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。各店舗の営業損益

が過去2期連続でマイナスである場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合及び店舗の閉鎖を決定した場合等に、減損の兆候があるかどうかを判定しております。店舗の固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候があると判定された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が各店舗の固定資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値）まで減額し減損損失として計上しております。各店舗の将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、各店舗の営業継続期間、売上高及び営業利益であります。主要な仮定である各店舗の営業継続期間、売上高及び営業利益は、国内における消費動向、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経営環境の変化に伴う影響を受ける可能性があり、各店舗の営業継続期間、売上高及び営業利益が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、自社の株式を給付し、従業員の報酬と当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に業績等に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な従業員の定着化を促すとともに、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は、当連結会計年度359百万円であります。また、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の期末株式数は当連結会計年度528,000株、期中平均株式数は当連結会計年度513,428株であり、1株当たり情報の算出上控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	11,250百万円
----------------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	34,393,200	—	—	34,393,200
自己株式				
普通株式	2,026,239	300,000	28,700	2,297,539

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加300,000株は、市場買い付け300,000株であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少28,700株は、新株予約権の行使13,400株、J-ESOPの行使15,300株であります。
 3. 自己株式の普通株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式528,000株を含めております。これは、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を自己株式と認識しているためです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	453百万円	14円	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	453百万円	14円	2020年9月30日	2020年12月1日

- (注) 1. 配当金の総額（2020年6月23日決議）には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式394,300株に対する配当金5百万円を含んでおりません。
 2. 配当金の総額（2020年10月30日決議）には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式539,600株に対する配当金7百万円を含んでおりません。
 3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式を自己株式と認識しております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、合併により2020年7月27日付で株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	449百万円	14円	2021年3月31日	2021年6月24日

- (注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式528,000株に対する配当金7百万円を含んでおりません。これは、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式を自己株式と認識しているためです。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	2012年6月21日定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	18,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金並びに設備投資計画に基づく必要資金については、基本的には手元資金にて充当しております。多額の設備投資等資金の必要がある場合については、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約に基づき、その必要資金を調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は主としてその他有価証券を保有しており、発行体の信用リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。また、敷金及び保証金は、主に当社が展開する店舗等にかかる敷金であります。敷金及び保証金は、預け先の信用リスクに晒されておりますが、当該預け先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

営業債務である買掛金、並びに未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*2)	時価 (*2)	差額
(1) 現金及び預金	19,073	19,073	—
(2) 売掛金	2,914		
貸倒引当金(*1)	△1		
	2,912	2,956	43
(3) 有価証券	22	22	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,138	2,138	—
(5) 敷金及び保証金	2,451	2,394	△57
(6) 買掛金	(327)	(327)	—
(7) 未払金	(1,947)	(1,947)	—
(8) 未払法人税等	(1,053)	(1,053)	—

(*1) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 買掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払金

未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払法人税等

未払法人税等はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	180百万円
組合出資金	1百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	781円00銭
2. 1株当たり当期純利益	25円99銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	
かつら	
オーダーメイドかつら	個別法による原価法
その他のかつら	移動平均法による原価法
その他の商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	
支給資材	移動平均法による原価法
貸出品	移動平均法による原価法
サンプル品	個別法による原価法
その他の貯蔵品	最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
(リース資産除く)	但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
無形固定資産	定額法
(リース資産除く)	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用	定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
商品保証引当金	商品の無償保証契約に基づく修理費に充てるため、過去の修理実績に基づきその必要額を見積もり計上しております。
ポイント引当金	ポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対し、その費用負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

・NAO-ART社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 2,088百万円 (NAO-ART社株式 1,117百万円)

関係会社株式評価損 56百万円

②①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは相当の減損処理を行っておりますが、子会社であるNAO-ART社株式については、実質価額の著しい低下がないことから減損処理を行っておりません。

NAO-ART社株式の帳簿価額は当該株式の発行会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させた実質価額で計上しております。NAO-ART社の業績と株式取得時の事業計画との比較を行い、超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損を行い、評価差額は当期の損失として処理することとしております。事業計画の主要な仮定である催事開催数及び店舗当たりの平均販売金額は、国内における消費動向、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経営環境の変化に伴う影響を受ける可能性があり、これに伴い事業計画における催事開催数及び店舗当たりの平均販売金額の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・店舗固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した額

有形固定資産 8,303百万円 減損損失337百万円

②①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」を参照ください。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、自社の株式を給付し、従業員の報酬と当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として「株式給付信託(J-E-SOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に業績等に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な従業員の定着化を促すとともに、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は、当事業年度359百万円であります。また、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の期末株式数は当事業年度528,000株、期中平均株式数は当事業年度513,428株であり、1株当たり情報の算出上控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,770百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	749百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	94百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高	1百万円
仕入高	1,773百万円
販売費及び一般管理費	81百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	27百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,297,539株

(注) 自己株式の普通株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式528,000株を含めております。これは、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を自己株式と認識しているためです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金(流動)	1百万円
賞与引当金	305百万円
商品保証引当金	9百万円
ポイント引当金	33百万円
商品評価損	241百万円
事業所税	9百万円
事業税	69百万円
貸倒引当金(固定)	132百万円
会員権評価損	27百万円
関係会社株式評価損	418百万円
長期未払金	494百万円
一括償却資産	11百万円
退職給付引当金	1,213百万円
減損損失	399百万円
資産除去債務	462百万円
その他	191百万円
繰延税金資産小計	4,021百万円
評価性引当額	△585百万円
繰延税金資産合計	3,435百万円

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務(有形固定資産)	△111百万円
その他有価証券評価差額金	△42百万円
繰延税金負債合計	△154百万円
繰延税金資産の純額	3,281百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	782円57銭
2. 1株当たり当期純利益	30円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象はありません。